

(変更箇所を赤字で示しています)

谷本公園 北エリア・高架下エリア 多目的運動広場貸し切り利用案内

1 貸し切り利用可能種目 ※利用可能種目以外の貸し切り利用はできません。

利用可能種目	利用制限など
北エリア	
・少年サッカー、女子サッカー	・小学生と中学生女子の利用のみ、試合可能
・少年ラグビー、タグラグビー	・小学生までの利用のみ、試合可能
・少年軟式野球 (硬式野球不可)	・小学生までの利用のみ、練習のみ (試合不可)
・ソフトボール、ラクロス、アルティメット	・練習のみ (試合は不可)
・ゲートボール、グラウンドゴルフ	・大会可能
高架下エリア	
・フットサル、ゲートボール、グラウンドゴルフ	・試合、大会可能
・少年サッカー、少年ラグビー ・タグラグビー、少年軟式野球 (硬式野球不可)	・小学生までの利用のみ、練習のみ (試合不可)
・ソフトボール、ラクロス、アルティメット	・練習のみ (試合は不可)

2 貸し切り利用期間

北エリア 年末年始 (12月29日から1月3日) を除く、毎月1・3・5回目の土曜日、日曜日
高架下エリア 年末年始 (12月29日から1月3日) を除く、毎月2・4回目の土曜日、日曜日

3 貸し切り利用時間枠 (利用時間には準備及び片づけの時間も含まれます。)

両エリア共通 (午前) 9:00 から 13:00 まで (午後) 13:00 から 17:00 まで

4 貸し切り利用料金・支払方法 (原則午前・午後の4時間単位での貸し出しになります)

両エリア共通 一枠 (4時間) 5,200 円

使用料金のお支払いは利用日当日に窓口にてお願いいたします。お取り扱いが現金のみとなります。

5 貸し切り利用予約方法

- (1) 利用日・利用時間は抽選の上決定します。また、並行してキャンセル待ちを受け付けます。
- (2) 当選された方は申請書をその場でご記入・ご提出ください。引き換えに利用日時を記載した「貸切利用予約票」をお渡ししますので、利用日当日に窓口までお持ちください。
- (3) 抽選時に希望の無かった利用枠は翌日より、谷本公園窓口または電話で先着順に受け付けます。
- (4) 空き状況については、谷本公園管理事務所にお電話にてご確認ください。

6 抽選

- (1) 利用希望する月の前月の一回目の月曜日、午前9時から谷本公園レストハウス内で、両エリア同時に抽選会を行います。月曜日が祝日の場合は翌日となります。また、抽選日の変更となる場合は抽選会時や公園HP、園内掲示板などでお知らせします。
- (2) 受付は8時30分から9時までです。当日来られない、受付時間に間に合わない場合は抽選に参加できません。
- (3) 事前に団体登録が必要です。登録は代表者・構成員に他の団体と重複がないこと、構成員が8名以上であることが基本条件です。その他注意事項などは窓口までお問合せいただくとともに、事情があり条件に満たない場合は窓口までご相談ください。
※登録状況は両エリアで共通とさせていただきます。
- (4) 抽選に参加できる人数は1チームあたり1名です。(18歳未満は代表者として認めません。)
- (5) 重複利用はできません、1チーム1枠となります。(抽選後の空き予約の利用は可能です)

(変更箇所を赤字で示しています)

7 利用予約の取り消し

- (1) 利用者が自らの理由で予約をキャンセルする場合は、公園窓口までご連絡ください。キャンセル待ちの方の利用の手続き上、利用日7日前までにキャンセルのご連絡をお願い致します。また、利用日を含めて5日前以降の予約取り消しは、キャンセル料として利用料金の100%をお支払いいただきます。キャンセル料は公園窓口で現金支払いか、管理事務所から指定された口座へお振込みください。(振込手数料は利用者様負担となります)

(例：3月10日予約の場合)

3月5日までに利用予約取り消し→キャンセル料はかかりません。

3月6日以降利用予約取り消し →利用料の100%をお支払いいただきます。

キャンセル料振込先：かながわ信用金庫 三ツ沢出張所 普通口座

口座名：緑とコミュニティグループ 会計 藤巻司郎 口座番号：0108064

- (2) 自己都合の利用予約の取り消しが多い場合は、次回の抽選をご遠慮いただく場合があります。
- (3) 天候不良等で使用できない場合は、キャンセル料不要となります。

8 当日受付方法

- (1) 予約10分前までに、公園受付窓口にて受付を行ってください。
- (2) 受付の際、抽選会でお渡しした「貸切利用予約表」の提出と使用料金のお支払い(現金のみ)をお願いいたします。お支払い終了後、使用に関する許可書をお渡しいたします。

9 テントの設置について

- (1) テントの設置をご希望される場合、貸し切り利用団体向けのテント等設置可能エリアをご利用ください。設置される場合は、あらかじめ設置時の注意事項をご確認の上、公園事務所へ「テント等設置確認票」をご提出ください。当日は注意事項を遵守の上、テントの設置をしてください。テント等設置可能エリアに設置する場合、費用は掛かりません。設置可能箇所は多目的運動広場内と広場外の指定の場所となります。
- (2) テント等設置可能エリア外にテントを設置する場合、別途横浜市へ申請が必要となります。利用日の7日前までに「占有許可申請書」に必要事項をご記入の上、公園窓口へ提出してください。この場合、設置には面積に応じて費用が掛かります。(1㎡あたり21円)利用当日に公園窓口でお支払いください。
- (3) 設置の際には、風で飛ばないように重り乗せる等の対応をお願いします。強風時には安全のため、撤去のお願いをすることがあります。ご了承ください。
- (4) 設置するテントは利用者様自身で持ち込みをお願いします。

10 利用上の注意

- (1) 多目的運動広場は遊水地機能・調整池機能を持つため、雨天(荒天)時の前後及びグラウンドコンディション不良の場合は利用できないことがあります。利用の可否は、谷本公園詰所職員が判断し、抽選受付時の代表者にご連絡します。
- (2) 貸し切り利用可能日・利用時間枠以外の貸し切り利用はできません。
- (3) 備品等は利用者が設営・撤去・片づけをしてください。
- (4) 使用後のグラウンド整備は利用者が行ってください。
- (5) 利用時間枠終了の5分前には利用を終えて後片付け等を行い、速やかに退出してください。
- (6) 夏季には散水用のホースを取り付けます。状況に応じて散水にお使いください。
- (7) 場内での飲食、喫煙はできません。発生したごみはお持ち帰りください。
- (8) 自転車・バイクの乗り入れ、火気の使用は厳禁です。
- (9) 車で来園される場合は公園の駐車場をご利用いただくとともに、台数に制限があるため公共交通機関を使う、乗り合わせて車の台数を減らすなどのご協力をお願い致します。
※路上駐車は他の車両の通行の妨げとなるためおやめください。

谷本公園管理事務所 電話 045-511-7366

北部公園緑地事務所 電話 045-353-1166

谷本公園指定管理者 緑とコミュニティグループ